

議題1（委員会決裁事項（規則第3条第6号））

知事からの意見聴取に対する回答の承認について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により知事から意見を求められた令和7年9月定例府議会に提出された次の議案について、大阪府教育委員会事務決裁規則第5条に基づき教育長が代決により異議がない旨を回答した。

この代決を、大阪府教育委員会事務決裁規則第7条第2項に基づき承認する。

令和7年9月19日

大阪府教育委員会

○事件議決案

- 1 工事請負契約締結の件（大阪府立支援学校施設整備事業）
- 2 工事請負契約締結の件（大阪府立門真スポーツセンター機械設備改修工事）

○条例案

- 1 大阪府学校医等の公務災害補償に関する条例一部改正の件

<参考>

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (教育委員会の意見聴取)

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

○大阪府教育委員会事務決裁規則 (事務の専決及び代決)

第5条 第3条各号に規定する事項について緊急やむを得ないときは、教育長がその事項を代決することができる。

(専決した事項等の報告)

第7条 (略)

2 第5条の規定により教育長が代決したときは、速やかに委員会の会議において報告し、その承認を受けるものとする。

○事件議決案

| 番号 | 件 名 | 概 要 |
|----|--|---|
| 1 | 工事請負契約締結の件 (大阪府立支援学校施設整備事業) | 大阪府立生野支援学校新築その他工事請負契約 契約金額 65億2,300万円 請負者 大鉄・南海辰村・中道特定建設工事共同企業体 |
| 2 | 工事請負契約締結の件 (大阪府立門真スポーツセンター機械設備改修工事請負契約) | 大阪府立門真スポーツセンター機械設備改修工事請負契約 契約金額 8億4,150万円 請負者 須賀工業株式会社 |

○条例案

| 番号 | 件 名 | 概 要 |
|----|----------------------------|---|
| 1 | 大阪府学校医等の公務災害補償に関する条例一部改正の件 | 補償の範囲、金額及び支給方法等の規定について、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令で定める基準によることとする等の改正を行う。 施行予定期日：公布の日 |

第 号議案

工事請負契約締結の件

大阪府立生野支援学校新築その他工事請負契約を次のとおり締結する。

令和 7 年 月 日提出

大 阪 府 知 事 吉 村 洋 文

契約金額 6,523,000,000円

請 負 者 住所 大阪市淀川区西中島三丁目 9 番 15 号

名称 大鉄・南海辰村・中道特定建設工事共同企業体

代表者 大鉄工業株式会社 代表取締役社長 半 田 真 一

第 号議案

工事請負契約締結の件

大阪府立門真スポーツセンター機械設備改修工事請負契約を次のとおり締結する。

令和7年 月 日提出

大阪府知事 吉村洋文

契約金額 841,500,000円

請負者 住所 東京都江東区富岡一丁目26番20号

名称 須賀工業株式会社 執行役員大阪支社長 中川修

大阪府条例第

号

大阪府学校医等の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

大阪府学校医等の公務災害補償に関する条例（昭和四十二年大阪府条例第四十号）の一部を次のようすに改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| (補償の範囲、金額及び支給方法等) | (補償基礎額) |
| 第三条 補償の範囲、金額及び支給方法その他補償に関する必要な事項については、この条例に定めるもののほか、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和三十二年政令第二百八十三号）で定める基準による。 | 第三条 補償は、療養補償及び介護補償を除き、補償基礎額を基礎として行う。 |
| 3 2 前項の補償基礎額は、負傷若しくは死亡の原因である事故が発生した日又は診断によつて疾病的発生が確定した日における当該学校医等のそれぞれ医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数に応じて、別表に定める額による。 | 3 2 前項の補償基礎額は、負傷若しくは死亡の原因である事故が発生した日又は診断によつて疾病的発生が確定した日における当該学校医等のそれぞれ医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数に応じて、別表に定める額による。 |
| 4 4 一 上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。二 二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある孫 | 4 4 一 上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。二 二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある孫 |
| 五 六十歳以上の父母及び祖父母 | 五 六十歳以上の父母及び祖父母 |
| 三 二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある孫 | 三 二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある孫 |
| 六 身体又は精神に著しい障害のある者 | 六 身体又は精神に著しい障害のある者 |
| 4 4 一 が当該休業補償に係る療養の開始後一年六月を経過した日以後の日である場合における休業補償（以下「長期療養者の休業補償」という。）に係る前条の規定による補償基礎額が、長期療養者の休業補償を受けるべき学校医等の休業補償を支給すべき事由が生じた日の属する年度（四月一日から翌年三月三十一日までをい | 4 4 一 が当該休業補償に係る療養の開始後一年六月を経過した日以後の日である場合における休業補償（以下「長期療養者の休業補償」という。）に係る前条の規定による補償基礎額が、長期療 |
| (報告、出頭等) | (補償基礎額の限度額) |
| 第四条 大阪府教育委員会は、補償の実施又は審査のため必要があると認めるときは、補償を受け、若しくは受けようとする者又はその他の関係人に対して報告をさせ、文書その他の物件を提出させ、出頭を命じ、又は医師の診断若しくは検査を受けさせることができる。 | 第四条 休業補償を支給すべき事由が生じた日が当該休業補償に係る療養の開始後一年六月を経過した日以後の日である場合における休業補償（以下「長期療養者の休業補償」という。）に係る前条の規定による補償基礎額が、長期療 |

う。以下同じ。)の四月一日における年齢に応じ公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令(昭和三十二年政令第二百八十三号。以下「政令」という。)第一条の二第一項の規定により文部科学大臣が最低限度額として定める額に満たないときは、前条の規定にかかわらず、それぞれその定める額を長期療養者の休業補償に係る補償基礎額とする。

(一時差止め)
第五条 補償を受ける権利を有する者が、正当な理由がなくて、前条の規定による報告をせず、又は文書その他の物件を提出せず、出頭をせず、又は医師の診断を拒んだときは、大阪府教育委員会は、補償の支払を一時差し止めることができる。

第六条 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和四十二年十二月一日から適用する。

別表 (第三条関係)

| 備考 | 学校薬剤師の補償基礎額 | 学校薬剤師の補償基礎額 | 科医の補償基礎額 | 科医の補償基礎額 | ひ学校歯科医及 | ひ学校歯科医及 | 経験年数 | としての満五年未 | 医師、歯科医師又は薬剤師 |
|-----------------------------|-------------|-------------|----------|----------|---------|---------|------|----------|--------------|
| 1 医師、歯科医師又は薬剤師(以下「医師等」という。) | 五六八 | 五、 | 六一八 | 六、 | 円 | | | 五年未 | |
| | 四七〇 | 六、 | 二八三 | 八、 | 円 | | 年未満 | 上一〇 | 五年以 |
| | 〇三八 | 七、 | 七九五 | 九、 | 円 | | 満五年未 | 以上一 | 一〇年 |
| | 〇九三 | 八、 | 九二三 | 一〇、 | 円 | | 満〇年未 | 以上二 | 一五年 |
| | 九五〇 | 八、 | 七一八 | 一一、 | 円 | | 満五年未 | 以上二 | 二〇年 |
| | 三九八 | 九、 | 四三八 | 一二、 | 円 | | 以上 | 二五年 | |

(補償の範囲、金額、支給方法等)
第六条 補償の範囲、金額、支給方法等については、法及びこの条例に特別の規定がある場合を除くほか、非常勤職員の災害補償に関する条例(昭和四十二年大阪府条例第三十九号)第二条第一項に規定する職員の公務上の災害に対する補償の範囲、金額、支給方法等の例による。

第七条 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和四十二年十二月一日から適用する。

としての経験年数は、医師等の免許を取得した後のものとする。

- 21 次の各号に掲げる者については、当該各号に定める年数を医師等としての経験年数に加えた年数を医師等としての経験年数とみなして、この表を適用する。
- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）若しくは旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校を卒業した（同法による専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）後実地修練を経た者 一年
- 二 学校教育法による大学院において博士の学位の授与を受けるに必要な能力を与えるための課程を修了した者 四年
- 三 旧大学令による大学院又は研究科の第二期若しくは後期の課程を修了した者 五年
- 四 旧大学令による大学院又は研究科の前期の課程を修了した者 三年
- 五 旧大学令による大学院又は研究科の第一期の課程を修了した者 二年
- 31 次の各号に掲げる者については、当該各号に定める年数を医師等としての経験年数から減じた年数を医師等としての経験年数とみなして、この表を適用する。
- 一 旧専門学校令による専門学校で修業年限が五年のものを卒業した者 二年
- 二 旧専門学校令による専門学校で修業年限が四年のものを卒業した者 医師及び歯科医師にあつては三年、薬剤師にあつては二年
- 三 旧専門学校令による専門学校で修業年限が三年のものを卒業した者 歯科医師にあつては四年、薬剤師にあつては二年
- 41 備考2の各号及び備考3の各号のいずれにも該当しない者については、文部科学大臣の定めるところにより備考2及び備考3の規定による取扱いに準じて医師等としての経験年数を加減する。ただし、旧大学令による大学を卒業した後実地修練を経なかつた者及びこれと同程度の者として文部科学大臣が指定する者については、この限りでない。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の大阪府学校医等の公務災害補償に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和六年四月一日から適用する。

（適用区分）

- 2 新条例の規定は、令和六年四月一日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、他の公務災害補償については、なお従前の例による。